

令和4年度 社会福祉法人昭和福祉会 事業計画

【基本方針】

理念である『わたしたちは、ご利用者を第一に考え真心あるサービスの提供に努めます。』を基本とし、誠実で思いやりの気持ちを持って、社会福祉法人として、地域で生活されている高齢者の方が、住み慣れた環境の中で暮らしが継続できるよう、施設や事業所間は元より、今後も村や県、関係機関と連携し、中・長期計画の策定に取り組み、限られた資金、人材で、より質の高いサービスを効率良く長期的に提供出来るような運営に努めて参ります。

感染症や様々な災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが継続的に提供できる体制を維持できるよう、業務継続計画(BCP)の策定や更新の実施、また、非常災害協力隊員(小中津川住民で構成)参加の訓練に取り組みます。

各種サービスとの連携を強化し、介護 ICT(情報通信技術)を活用しながらご利用者の尊厳を保持し、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供に努めます。また、人材の確保や介護現場の革新のためにも、介護 ICT の活用や処遇改善加算の取得等で業務効率化や負担の軽減と処遇改善を図ります。そのために今後も人事考課制度を有効活用し、法人としての共有すべき価値観や行動基準を浸透させ、上司と部下が同じ期待像を共有化することで方向性を確認しながら『何を目標に成し遂げればいいのか』という視点を明確にし取り組んで参ります。

I 特別養護老人ホーム昭和ホーム「本館」

【基本事項】

- (1) 従来型多床室のため、個別ケアの提供に努めます。
 - ・ご利用者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、集団生活への調和と安全性に配慮し、穏やかな生活が送れるよう支援します。
 - ・短期入所ご利用者については、在宅での生活の延長と心身機能の維持に配慮します。
- (2) 施設利用率の向上を図り経営の安定に努めます。
 - ・施設本館利用率97%以上。本館短期利用率81%以上を目標とします。
- (3) 信頼できる施設づくりの基本として職員教育を実施します。
 - ・感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供が継続できるよう、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練の実施等に努めます。
 - ・防災・非常時災害対策の充実と体制強化のため、毎月の訓練と非常時用機器の取り扱い方法の周知と点検を実施します。
 - ・事故防止と発生時の適切な対応をとるためにリスクマネジメントの研修を実施し、安全担当者を定め、組織的な安全対策体制を整備します。
 - ・接遇やハラスメント対策、ストレスマネジメントに関する研修を実施します。
 - ・各種送迎や、通勤等における安全運転と事故防止を徹底します。

- (4) ご利用者の権利擁護のために、虐待防止、不適切なケアの防止、身体拘束ゼロを継続します。
- ・身体拘束を行わない介護技術や虐待に関する研修、また、不適切なケアに対するアンケートの実施や、原因となりえるストレスマネジメントの研修など、施設長を先頭に全職員で取り組み、職員自らが制度を理解し確実に実践することで、施設内の不適切ケアにも繋がらないよう努めます。

特別養護老人ホーム昭和ホーム「ユニット館」

【基本事項】

- (1) ユニットケアの特性を活かし、ご利用者一人ひとりの個性や生活リズムに合わせたサービスの提供に努めます。また、ご利用者同士が相互に社会的関係を築きその人らしく生きいきと自律的な日常生活を営んでいただくよう支援いたします。
- ・本人の意思や生活習慣が優先される居住空間を整備します。
 - ・10～14人ずつのユニットグループ形成と職員の固定配置によりなじみの関係を構築しご利用者それぞれの24時間の暮らしを支えます。
 - ・今後も24時間シート(個別日課表)を作成し、記録との連動により、ケアの統一化と質の向上に努め、ケアプラン更新時には24時間シートを見直してご利用者の状況変化を反映させます。
- (2) ご利用者の入居促進につとめ経営の安定を図ります。
- ・ユニット館利用率82%以上を目標とし、職員の採用、定着に一層努力します。
- (3) 信頼できる施設づくりの基本として職員教育を実施します。
- ・感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供が継続できるよう、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練の実施等に努めます。
 - ・防災・非常時災害対策の充実と体制強化のため、毎月の訓練と非常時用機器の取り扱い方法の周知と点検を実施します。
 - ・事故防止と発生時の適切な対応をとるためにリスクマネジメントの研修を実施し、安全担当者を定め、組織的な安全対策体制を整備します。
 - ・接遇やハラスメント対策、ストレスマネジメントに関する研修を実施します。
 - ・各種送迎や、通勤等における安全運転と事故防止を徹底します。
- (4) ご利用者の権利擁護のために、虐待防止、不適切なケアの防止、身体拘束ゼロを継続します。
- ・身体拘束を行わない介護技術や虐待に関する研修、また、不適切なケアに対するアンケートの実施や、原因となりえるストレスマネジメントの研修など、施設長を先頭に全職員で取り組み職員自らが制度を理解し確実に実践することで、施設内の不適切ケアにも繋がらないよう努めます。

【重点事項】

□総務係

①経営基盤の強化

- ・法人本部・昭和ホーム本館・ユニット館拠点区分毎に、適正な会計処理を行います。
- ・介護報酬を踏まえ、本館・ユニット館の効率的な運営に取り組み、更なる経費節減業務改善に努めます。
- ・稼働率向上のための取り組みを継続します。
- ・本館の老朽化設備を各種補助金を有効に活用し、計画的に安全な改修工事を行います。
- ・ホームページ・ハローワーク・職員募集広告等を活用し、引き続き人材確保に努めます。

②職員の資質向上

- ・計画的な外部・オンライン・動画研修への参加及び、内部研修の充実のため、年間研修計画を作成し職員に周知を図ります。
- ・経験年数や職種に応じたキャリアアップのために、外部・オンライン・動画研修の活用を図りながら、内部研修も充実させ、全体的な研修体系の確立を図ります。
- ・職員の能力開発・育成への活用、公正な職員処遇の実現、個人の意欲の喚起と組織活性化のため、適正な人事考課を行います。

□生活相談係

①日常生活の支援

サービス計画書には、ご利用者及びご家族の生活に対する意向を踏まえて課題分析を行った内容を記載することで、ご家族へも支援の内容がわかりやすいものとなるよう作成します。サービス計画書は全職員が把握し、サービス内容に沿った支援を提供します。また、ご利用者のご希望やご要望に対して、細かなことでも丁寧に対応し、安心して生活できる環境を整えます。

②ご家族への支援

ご家族宛にご利用者の生活の様子を個別に作成し、近況報告として定期的を送付します。面会制限がある期間でも、面会方法や情報提供を充実させ、ご利用者やご家族の方に満足いただけるよう取り組んでいきます。

③地域・関係機関との連携

感染予防対策を講じながら、地域の方々やボランティアなどを受け入れ、ご利用者が笑顔で穏やかに過ごせる環境作りに努めます。

ショートステイを必要とするご利用者が、スムーズに入所できるように、また入所後も穏やかな生活ができるように、居宅介護支援専門員との連携を図りながら支援します。

□養護係(本館)

- ①施設内で生活されるご利用者一人ひとりの生活歴・人生観の理解と把握に務めます。その方らしく過ごせるよう接遇面に注意しケアプランに沿ったサービスの提供をしま

す。

②障害や認知症があっても、その方らしく過ごせるよう、行動の理解・把握に務めます。施設での生活に不安感などを感じさせないように、小まめにコミュニケーションを図ります。

③介護技術の内部研修会を開催し介護技術の習得・向上を図ります。また、外部・オンライン研修を受講し、より良いサービスの提供に努めます。

④施設全体で連携・協力し情報共有を行い、ご利用者一人ひとりが安心して穏やかに過ごすことが出来るように、生活の質の向上に努めます。

□養護係(ユニット館)

①ご利用者の意思を尊重し、出来る限りその人の意向に寄り添い安心した生活ができるよう支援します。

②ケアプランの把握と職員間での情報の共有を密にし統一した対応と個別ケアの実施に努めます。

③内部研修の実施や動画研修、外部研修へ参加し知識と技術を習得、よりよい支援ができるよう努めます。

④感染対策の周知徹底と他部署との情報の共有、連携をし施設全体での協力体制作りに努めます。

□看護係

①ご利用者の健康管理、服薬管理

多職種との連携により、統一した視点で日常の健康把握を行います。異常の兆候を早期に発見し、医師への連絡、指示を仰ぎ適切な処置をします。

看護師同士・介護職員と共に薬の確認をしあい、服薬事故を防ぎます。万が一服薬事故が起きてしまった場合、リスクマネジメント委員会で協議し、最も適切な再発予防策を講じます。

②医療キーパーソンとしての役割

嘱託医の指示を他部署へ報告し、情報共有によりご利用者の健康を守ります。新型コロナウイルス感染症で面会ができないなか、ご家族の報告を今まで以上に詳しくお伝えし、現在の状況を確実に把握できるよう努めます。医療についてご本人、ご家族、施設職員をつなぐ役割、窓口としての職務を担います。

③看取り支援

ご本人とご家族の意向に沿い、希望時は看取り支援を行います。施設看取りの方針を十分に説明、同意を得た上で看取りケアを開始します。他部署との連携を図りながら行い、身体の保清と安楽な看取りを実施します。

□栄養係

①ご利用者一人ひとりの健康状態や喫食状況を把握して、他職種と連携を図り栄養ケアを実践し健康維持・増進に努めます。

②嗜好や季節の食材を取り入れ、ご利用者に合わせた形状の食事を適温で提供します。

また四季折々の行事食や複数のメニューから選ぶ選択食など定期的に行い、食の楽しみの場を広げていきます。

③感染症拡大や食中毒の予防のために、職員の衛生管理を徹底して行います。栄養士・調理員が動画視聴研修などに参加し、知識向上を図り安心・安全な食事の提供に努めます。

【具体的事項】

□委員会体制の充実

本年度は各委員会構成メンバーの改選をしました。委員会の活動内容をより専門性に特化した活動とします。各委員会がそれぞれに自主性を発揮し活動を行えるよう、各委員会を支援していき、会議や活動への参加率の向上を目指していきます。

各委員会の事業計画については、別紙のとおり。

II すみれ荘居宅介護支援事業所

【基本事項】

要介護状態になった場合でも、ご利用者の意思を尊重し、その有する能力を活かし住み慣れたご自宅で、可能な限り自立した日常生活が送れるように配慮し、心身状況やおかれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう支援を行っていきます。

【重点事項】

- ①ご利用者の心身状況、おかれている状況に応じて、ご利用者及びご家族の意向に基づき、介護サービスの情報の提供と調整、医療機関等と連携を図り、住み慣れたご自宅で、可能な限り自立した日常生活が送れるように支援を行っていきます。
- ②入退院時においては、医療機関への情報提供や、情報収集を行い、退院後に円滑に在宅復帰ができ、必要なサービスを提供することができるように対応していきます。
- ③昭和村役場、地域包括支援センターや関係事業所等と連携に努め、ご利用者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が継続できるように支援を行っていきます。

III 居宅介護サービス事業

【基本事項】

ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適正なサービスが提供できるよう努めます。また、新型コロナウイルス感染対策を徹底し、ご利用者が安心してサービス利用ができるよう努めて参ります。

在宅で要介護状態となった場合においても、そのご利用者が可能な限りその在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者

の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図って参ります。

1. 介護保険事業 重点事項

通所介護事業

①ご利用者数の増加を図るべく、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者と連携し、ご利用者様に満足していただけるよう体験利用（無料）を実施します。

②通所介護計画（ケアプラン）の策定

ご利用者において、身体的及び精神的な状態を勘案して、通所介護計画・介護予防通所介護計画を策定し、その有する能力に応じた自立支援が営まれるよう援助します。

③個別機能訓練の充実

作業療法士が身体の状態を評価してその人に合ったオーダーメイドのリハビリメニューを作成し、メニューに基づいて看護師と協働でリハビリを実施し、歩行の安定や機能維持・向上ができるよう取り組み、在宅での自立した生活に繋げていきます。

④アクティビティ（心身の活性化につながる活動全般）の取り組み

ご利用者の意向及び趣味を考慮しつつ、生活に張り合いを見出すためアクティビティの取り組みを積極的に行います。（文化祭への参加を行いこれに向けた個別の作品制作の促しなど）特に身体機能維持・向上や、口腔機能向上等の積極的な取り組みを行います。

⑤ご家族との連携

ご家族との連携については、ご利用前の状態確認、ご利用中の状態観察、ご利用後の状態報告等をデイサービス利用連絡表や送迎時に口頭で申し送りを行います。

訪問介護事業

①ご利用者・ご家族と信頼関係を築き、ご利用者の求めている生活に近づき、利用して良かったと思っただけのようなサービスを目指します。

② 訪問介護のサービスに留まらず、他の関係機関と連携し安心して在宅で生活できるように支援します。

③サービスの質の向上を図るため、手順書徹底と訪問介護計画書の見直しの実施を行い、全員が共有できるようにします。

2. 指定管理事業 重点事項

1) 高齢者生活支援センター

①要介護者が増えている中で、入居者に対する複合的な生活支援や介護に努め、入居者のプライバシーに配慮し、共同生活のルール内で最大限に個別の希望が満たされるよう努めます。

②入居者が安心して生活が送れるよう主治医、包括支援センターと連携を図り、各種相談、助言、緊急時の対応を迅速にできるよう努めます。

2) 配食サービス事業

①お弁当の配達業務の効率化を図るため、デイサービス送迎時に実施し、配食時の声

掛けや見守り等により高齢者の状況を定期的に把握し、必要に応じ地域包括支援センター等に報告します。

②食事の提供による健康維持及び献立表等を利用して食への関心を高めます。美味しく安心して召し上がっていただくために、ご利用者の食事形態に合わせた調理及び盛りつけの工夫に努めます。

3) 車椅子同乗軽自動車貸出事業

①在宅の要援護・要介護高齢者等の方の外出を助け、障害をもたれた方々の社会参加を促進していくために専用車両の貸出を実施し、生活の利便性が図られるよう努めます。

4) 昭和村地域生活移動支援事業

①障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施します。

②障害のある方の福祉の増進を図るとともに、人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指します。

5) 高齢者等外出支援サービス事業

①一般の交通機関では外出が困難な高齢者等に対し、介護予防、生きがいくりのため高齢者等の日常生活の利便を確保し、生活圏の拡大を図れるよう努めます。

②高齢者等が住み慣れた地域で生活していくために、日常生活で必要となる医療機関等への通院の支援を行うことにより、住民の福祉サービスの向上を図れるよう努めます。